

## 【新築住宅】資力確保措置の実施状況に関する 「基準日の届出」が3月末のみ（年1回）に変わります

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下、「住宅瑕疵担保履行法」といいます。）の改正に伴い、新築住宅の供給にあたっての「基準日の届出」の回数が変わりますのでご案内いたします。

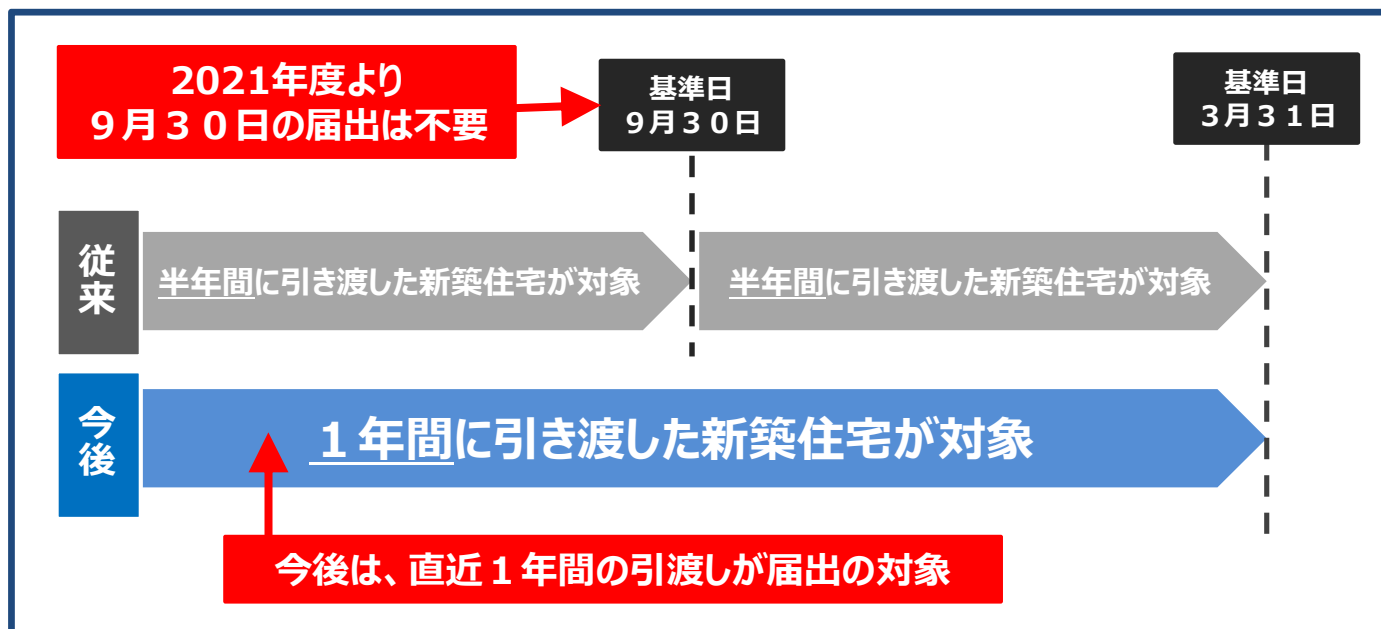
### 「基準日の届出」とは

新築住宅を供給する建設業許可を受けた建設業者および宅地建物取引業免許を有する宅地建物取引業者は、年2回（毎年9月30日、3月31日：「基準日」）、基準日以前の半年間に引き渡した「新築住宅」の資力確保措置（瑕疵保険加入または保証金の供託）の状況について、基準日から3週間以内に、行政庁に届け出る義務があります（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく義務です）。

### 運用変更について

住宅瑕疵担保履行法の改正に伴い、年2回の基準日が、今後は年1回（毎年3月31日）となります。（基準日以前の1年間（4月1日～3月31日）の引渡しを対象とします）。次回基準日は2022年3月31日となり、2021年9月30日の届出は不要です。

これに伴い、基準日から届出期限までの間に弊社から届出事業者にお送りしていた「保険契約締結証明書」についても3月31日の年1回の送付となりますのでご承知おください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人  
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関  
**株式会社住宅あんしん保証**

■本社  
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テブコビル6階  
TEL.03-3562-8122（平日9:00～17:30）  
（ホームページ）<https://www.j-anshin.co.jp/>

●本紙記載内容／2021年6月24日現在  
●本紙に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

お問い合わせは